

2021 年 11 月 8 日

「面会禁止」の見直しについて

令和 3 年 4 月に発出された新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は、感染状況を鑑み同年 9 月 30 日をもって解除されました。

引き続き感染予防の徹底は必要ではございますが、ご入院されている患者様との面会禁止について、一部見直しを行わせていただきます。

「面会禁止」の一部解除について

実施開始日：令和 3 年 11 月 8 日から

面会時間：1 日 1 回 14:00～16:00 の間の 15 分以内

面会される方：ご入院中の患者様のご家族様より指名の 1 名限り

以下の方よりご検討ください。受付後の変更はご遠慮ください。

◎栃木県内在住の原則 16 歳以上の方

◎新型コロナウイルス感染症のワクチンを 2 回以上接種し、
2 週間以上経過されている方

※接種済証明書等の提示をお願いいたします。

※持病等によりワクチン接種が困難な事情をお持ちの際は、
ご相談ください。

◎当日の体調が良い（風邪症状等がない）方

面会される方には、面会許可証の発行や面会する際の注意事項等のご案内がございます。ご入院の際にご説明させていただきますので、ご承知おきください。なお、既にご入院中の方につきましては、入退院窓口にお問い合わせください。

面会制限は、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、予告なく変更されることがございます。予めご了承のほどよろしくをお願いいたします。

国際医療福祉大学塩谷病院
病院長 須田 康文